第1章 アクションプランの策定に当たって

1 アクションプラン策定の趣旨

静岡県では、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」(以下、前アクションプラン)を平成15年3 月に策定し、関係部局が連携しながら、県民の意見を施策へ反映するとともに、生産から流通・消費に至る 各段階における食の安全確保に取り組んで11年が経過しました。この間、食品関連事業者のコンプライアン ス(法令順守)意識の欠如による事件や、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の食品 汚染などが発生し、県民からは食品の安全と安心に対する信頼回復のための対応を強く求められています。

また、近年の全国的なノロウイルス 59 食中毒 55 の多発傾向に加え、牛肉の生食や浅漬けを原因とした腸管出 血性大腸菌 58 による食中毒で多くの方が亡くなられるなど、消費者に大きな不安を与える食中毒事例が発生し、 本県においても食中毒の予防に関する啓発や指導に努めているところです。

さらに、平成21年6月に「富士山静岡空港」が開港し、平成25年6月には「富士山」が世界文化遺産に登録さ れたことを契機に、日本各地をはじめ、海外からも、より多くの方々に静岡県へお越しいただいており、県内で提 供される食品の安全確保がますます重要となっています。

以上のような食を取り巻く現状の中、前計画で得た成果と課題を踏まえた上で、消費者の食品の安全性 への不安を解消するため、「県民への安全で安心できる食品の提供」を目的として、今回新たに「しずおか食の 安全推進のためのアクションプラン」(以下、新アクションプラン)を策定しました。

2 前アクションプランにおける成果と課題

前アクションプランでは、「消費者の信頼を確保するための施策」と「生産から流通・消費における食品の 安全確保」の二つのテーマを掲げ、それぞれに指標を定め、関係者が連携し各種事業に取り組んできたとこしのテーマを掲げ、それぞれに指標を定め、関係者が連携し各種事業に取り組んできたところです。 ろです。

施策事業別に見ると、概ね計画どおり事業展開しており、県民意識調査 53 の結果、県内で購入する食品 の安全性について「信頼できる」と回答した県民の割合が増加し、平成23年度及び24年度は目標値の66% を超え、平成25年度は65.4%と目標値を僅かに下回ったものの、順調に推移しました。

一方、県政インターネットモニターアンケート54の結果からは、「食の安全・安心を確保するために県に望むこと」 として、「食の安全性に関する情報の提供」と回答した方の割合が最も高く(60.4%)、今後も継続して情報発信をし ていく必要があります。

【県内で購入する食品の安全性に対する県民の信頼度】

| 年 度 | 17 年 | 18 年 | 19 年 | 20 年 | 21 年 | 22 年 | 23 年 | 24 年 | 25 年 |
|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 食の安全性に対 する 県民の信 頼度(%) | 43.8 | 51.1 | 40.5 | 41.8 | 54.7 | l | 69.5 | 68.8 | 65.4 |

県民意識調査(静岡県企画広報部総合計画課)、平成22年度は調査実施されず。

第1章 しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(2018-2021)の策定に当たって

1 アクションプラン策定の趣旨

静岡県では、「県民への安全で安心できる食品の提供」を目的として、平成 15 年3月「しずおか食の安全推進のためのア クションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)を策定(計画期間:平成 15 年度から平成 22 年度まで)しました。平成 23 年3月に「アクションプラン(2011-2013)」、平成 26 年3月に「アクションプラン(2014-2017)」を策定し、生産から流通、消費に 至る関係部局が連携しながら、県民の意見を施策へ反映するとともに、生産から流通・消費に至る各段階における食の安全 確保に取り組んで15年が経過しました。

この間、福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による食品汚染や、肉の生食による重大な食中毒事件 などのほか、学校給食を原因とした食物アレルギーによる死亡事故、飲食店メニューの不正表示、冷凍食品への意図的な 農薬混入事件、廃棄食品の不正転売事案などがあり、県民からは食の安全・安心に対する信頼回復のための対応が未だ強く 求められています。

さらに、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの県内会場開催に伴い、国内外からの観光客の増大が見込まれ、食を通 じて静岡県をアピールする好機であり、さらなる県産農林水産物の安全性や飲食店、宿泊施設での衛生管理を徹底しなければな りません。

以上のような食を取り巻く現状の中、平成 29 年度に、第3次計画の期間が終了することに伴い、前計画で得た成果と課 題を踏まえた上で、消費者の食品の安全性への不安を解消するため、「県民への安全で安心できる食品の提供」を目的とし て、今回新たに「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」(以下、新アクションプラン)を策定しました。

2 前アクションプランにおける成果と課題

前アクションプランでは、「消費者の信頼を確保するための施策」と「生産から流通・消費における食品の安全確保」の二つ

施策事業別に見ると、概ね計画どおり事業展開しており、県民意識調査の結果、県内で購入する食品の安全性について 「信頼できる」と回答した県民の割合が増加し、平成25年度(65.4%)から平成29年度(69.5%)は目標値を下回ったものの、 4%以上、食の安全に対する県民の信頼度が向上しました。

一方、平成29年7月に実施した県政インターネットモニターアンケートの結果からは、「食品の安全性に関する情報の提供」「食 品関係事業者に対する監視指導の強化」「地産池消の推進」の順で割合が高い結果となっており、より一層、県で実施している各 事業を県民に伝える工夫が必要です。

【県内で購入する食品の安全性に対する県民の信頼度】

| 年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | <u>26</u> | <u>27</u> | <u>28</u> | <u>29</u> |
|------------------------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 食の安全性に対する 県民の信頼度(%) | 43.8 | 51.1 | 40.5 | 41.8 | 54.7 | _ | 69.5 | 68.8 | 65.4 | <u>67.3</u> | <u>69.1</u> | <u>67.8</u> | <u>69.5</u> |

県民意識調査(静岡県企画広報部総合計画課)、平成22年度は調査実施されず。

【県内で購入する食品の安全性に対する県民の信頼度】: 県政インターネットモニターアンケート

| 年 度 | 27 | 28 | 29 |
|--------------------|------|------|------|
| 食の安全性に対する県民の信頼度(%) | 69.4 | 73.8 | 81.8 |

また、食品を原因とする健康被害の発生については、ノロウイルス ⁵⁹ による食中毒の多発や大規模食中毒の発生により、目標とする「人口 10万人当たりの発生者数 10人以下」を達成しておらず、食中毒が発生した場合、大規模事例となりやすい旅館・ホテル、仕出し屋、集団給食施設等の大量調理施設において、いかに食中毒の発生やその拡大を抑えるかが課題となっています。

【静岡県内食中毒発生状況(平成 17~24 年度)】

| 左 莊 | 17 年 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年 | 21 年度 | 22 年 | 23 年 | 24 年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年 度 | 度 | | | 度 | | 度 | 度 | 度 |
| 発生件数 (件) | 22 | 28 | 28 | 26 | 30 | 20 | 20 | 20 |
| 患者数(人) | 986 | 894 | 2,001 | 571 | 760 | 590 | 673 | 793 |
| 出有数(人) | (26.1) | (23.6) | (52.7) | (15.0) | (20.0) | (15.5) | (17.9) | (21.1) |

* ()内は人口 10 万人当りの患者数

このため、県民の食に対する不安を解消し信頼を向上させるため、また、食品による健康被害の発生を防止するため、新アクションプランにおいては、「食の安全に対する県民の信頼度」の目標値を 75%に引き上げ、より一層食に対する信頼度確保に努めます。また、前アクションプランで達成できなかった目標値「人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数 10 人以下」の目標達成に向け、食品の安全に関する情報発信や食中毒防止対策の取組を強化します。

食品を原因とする健康被害は、毎年度 100 人を超える大規模事案やノロウイルスによる食中毒の多発により、年間 1,000 人前後と高止まりしており、目標とする「人口 10 万人当たりの発生者数 10 人以下」を達成しておらず、目標達成に向け、生産段階から流通・消費に至る食品の安全・安心確保の取組みを総合的に強化する必要があります。

【静岡県内食中毒発生状況(平成 17~29 年度)】

| 年 度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | <u>26</u> | <u>27</u> | <u>28</u> | 29 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|---------------|--------------|----|
| 発生件 数(件) | 22 | 28 | 28 | 26 | 30 | 20 | 20 | 20 | 19 | <u>32</u> | <u>19</u> | <u>30</u> | |
| 患者数 | 986 | 894 | 2,001 | 571 | 760 | 590 | 673 | 793 | 1,937 | 1,340 | <u>730</u> | <u>1,295</u> | |
| (人) | (26.1) | (23.6) | (52.7) | (15.0) | (20.0) | (15.5) | (17.9) | (21.1) | (51.7) | (35.7) | <u>(19.5)</u> | (34.5) | |

* ()内は人口 10 万人当りの患者数

このため、前アクションプランで達成できなった成果目標「食の安全に対する県民の信頼度 75%」については、新アクションプランにおいても継続することとし、生産から流通・消費に至る総合的な食の安全確保の取り組みを様々な媒体及び機会を活用した情報発信を強化します。さらに、「人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数 10 人以下」の目標についても、生産段階から流通・消費に至る食品の安全・安心確保の取組みを総合的に強化し、目標達成を目指します。

3 アクションプランの位置付け

新県総合計画

富国有徳の理想郷「ふじのくに」

- 「命」を守る危機管理
 - (6) 健康危機対策

【目標】人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数 10 人以下

- 3-2 「和」を尊重する暮らしの形成
 - 2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進
 - (2) 安全な商品・サービスの提供による安心の確保

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」 (2014 - 2017)

【目的】県民への安全で安心できる食品の提供

- ・消費者の食に対する信頼確保
- ・生産から流通・消費における食品の安全確保

関係法令等

- ●食品安全基本法 (H15 施行)
- ●食品衛生法 (S23 施行)
- ●食品表示法 (H27 施行<u>)</u>
- ●医薬品医療機器等法 (S36 施行)
- ●景品表示法 (S37 施行)
- ●健康増進法 (H14 施行)
- ●食育基本法 (H17 施行)
- ●消費者安全法 (H21 施行)
- ●学校給食法 (H21 施行)
- ●静岡県消費生活条例 (H11 施行)
- ●静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の

基本条例 (H17 施行)

製造•流通•消費段階

静岡県食品衛生監視指導計画

(食品衛生法、食品表示法等に基づく監視指導 毎年

第2次静岡県消費者行政推進基本計画 (平成26年度~平成29年度)

ふじのくに食育推進計画 (平成26年度~平成34年度)

生産段階

静岡県経済産業ビジョン (2014—2017)

3 アクションプランの位置付け

新県総合計画

大分類(政策)命を守る安全な地域づくり

中分類(政策の柱)安全な生活と交通の確保

小分類(施策)安全な消費生活の推進

★ 食の安全の確保

【目標】人口 10 万人あたりの食品を原因とする健康被害者数 10 人以下

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」 (2018-2021)

【目的】県民への安全で安心できる食品の提供

- ・消費者の食に対する信頼確保
- ・生産から流通・消費における食品の安全確保

関係法令等

- ●食品安全基本法 (H15 施行)
- ●食品衛生法 (S23 施行)
- ●食品表示法 (H27 施行)
- ●医薬品医療機器等法 (S36 施行)
- ●景品表示法 (S37 施行)
- ●健康増進法 (H14 施行)
- ●食育基本法 (H17 施行)
- ●消費者安全法 (H21 施行)
- ●学校給食法 (H21 施行)
- ●静岡県消費生活条例 (H11 施行)
- ●静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の 基本条例 (H17 施行)

製造•流通•消費段階

静岡県食品衛生監視指導計画

(食品衛生法、食品表示法等に基づく監視指導 毎年

第3次静岡県消費者行政推進基本計画 (平成30年度~平成33年度)

ふじのくに食育推進計画 (平成26年度~平成34年度)

生産段階

静岡県経済産業ビジョン (2018—2021)

4 基本的な考え方

食品の安全確保対策は、県民が健康で安心できる生活を営む上で、欠くことのできない重要な施策であり、生 産から流通・消費のすべての過程において総合的な対策を進める必要があります。

そのため、まず食品の生産者や製造者等は、常に食品の安全を最優先に取り組む責務があるとともに、食品 の安全と安心に関する情報を積極的に消費者に提供することが重要です。

また、消費者は、安全な食品を選択する権利を有するとともに、食品の安全について知識と理解を深める必要 があります。

するとともに、生産から流通・消費に至るすべての段階において、食品の安全確保を図り、消費者が安心して食品 を選択できるよう積極的な情報の提供・公開に努めます。

以上のように、消費者・生産者・製造者・流通業者・行政がそれぞれの役割を十分認識し、相互の理解と協力│を果たしていくことが重要です。 のもと、その役割を果たしていくことが重要です。

この基本的な考えのもと、新アクションプランにおいては、「消費者の食に対する信頼確保」、「生産から流通・ 消費における食品の安全確保」の2つの柱を基本に施策を展開し、「県民への安全で安心できる食品の提供」の 実現を目指します。

5 プランの推進体制

(1)プランの推進体制

県では、健康福祉部長を委員長とし、庁内の関係部局から構成される「しずおか食の安全推進委員会」(以 下「委員会」)を設置し、静岡県の食品の安全確保に関する施策について基本的な方向性を示すとともに、具 体的な行動計画として「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」を策定し、各部局が連携のもと食 品の安全確保のための事業に取り組みます。

平成 22 年度からは、危機管理部も参画し、健康危機管理上、緊急性又は重大性のある事案についてより 迅速な対応が図られるよう、危機管理 53 体制の強化を図りました。

委員会は、緊急時に情報の共有化と対策の確認を図るとともに、広く県民に情報を提供する場合やプラン の策定及び見直し時に開催します。

また、関係各課から構成される「しずおか食の安全推進幹事会」(以下「幹事会」)では、平常時、新アクショ ンプランの管理指標の進行管理を行います。

4 基本的な考え方

食品の安全確保対策は、県民が健康で安心できる生活を営む上で、欠くことのできない重要な施策であり、生産から流通・消 費のすべての過程において総合的な対策を進める必要があります。

そのため、まず食品の生産者や製造者等は、常に食品の安全を最優先に取り組む責務があるとともに、食品の安全と安心に 関する情報を積極的に消費者に提供することが重要です。

また、消費者は、安全な食品を選択する権利を有するとともに、食品の安全について知識と理解を深める必要があります。

さらに、県は、関係部局の連携を強化し、あらゆる機会を通じて、県民の意見を聞き、その意見を施策に反映するとともに、生 さらに、県は、関係部局の連携を強化し、あらゆる機会を通じて、県民の意見を聞き、その意見を施策に反映|産から流通・消費に至るすべての段階において、食品の安全確保を図り、消費者が安心して食品を選択できるよう積極的な情報 の提供・公開に努めます。

以上のように、消費者・生産者・製造者・流通業者・行政がそれぞれの役割を十分認識し、相互の理解と協力のもと、その役割

この基本的な考えのもと、新アクションプランにおいては、「消費者の食に対する信頼確保」、「生産から流通・消費における食品 の安全確保 | の2つの柱を基本に施策を展開し、「県民への安全で安心できる食品の提供 | の実現を目指します。

5 プランの推進体制

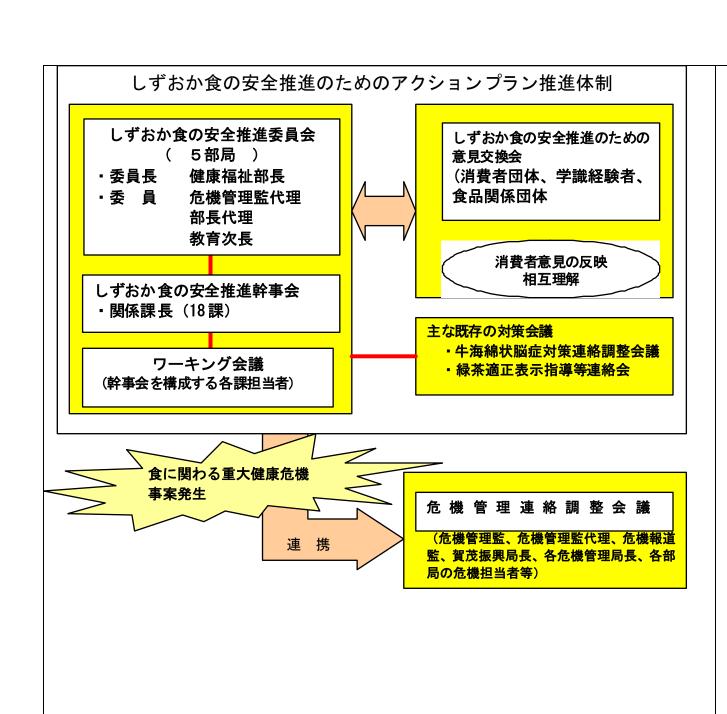
(1)プランの推進体制

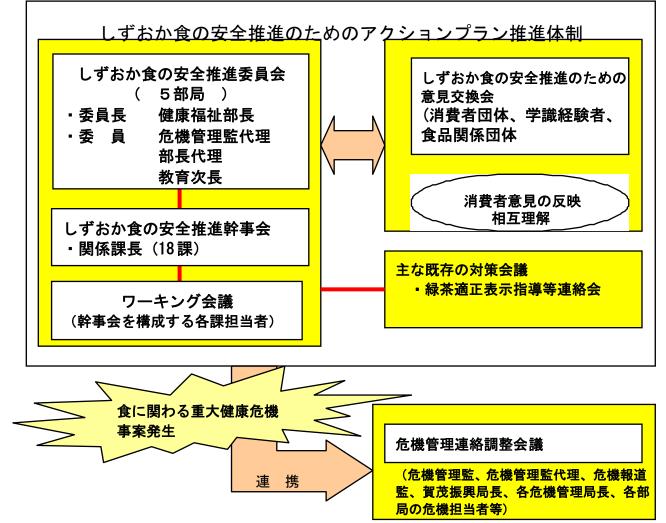
県では、健康福祉部長を委員長とし、庁内の関係部局から構成される「しずおか食の安全推進委員会」(以下「委員会」)を 設置し、静岡県の食品の安全確保に関する施策について基本的な方向性を示すとともに、具体的な行動計画として「しずお か食の安全推進のためのアクションプラン」を策定し、各部局が連携のもと食品の安全確保のための事業に取り組みます。

平成 22 年度からは、危機管理部も参画し、健康危機管理上、緊急性又は重大性のある事案についてより迅速な対応が図 られるよう、危機管理体制の強化を図りました。

委員会は、緊急時に情報の共有化と対策の確認を図るとともに、広く県民に情報を提供する場合やプランの策定及び見直 し時に開催します。

また、関係各課から構成される「しずおか食の安全推進幹事会」(以下「幹事会」)では、平常時、新アクションプランの管理 指標の進行管理を行います。





(2)プランの進行管理

各事業の進行管理は幹事会が行い、新アクションプラン全体の進捗状況については、消費者、学識経験者、 食品関係団体からなる「しずおか食の安全推進のための意見交換会」(以下、意見交換会 ⁵²)において説明し、 推進方法等についての意見をいただき、その後の事業へ反映させるよう努めます。

(3)実施結果の公表

最新の実績及び意見交換会で使用した資料と、いただいた意見については、随時ホームページ上で公表します。

(2)プランの進行管理

各事業の進行管理は幹事会が行い、新アクションプラン全体の進捗状況については、消費者、学識経験者、食品関係団体からなる「しずおか食の安全推進のための意見交換会」(以下、意見交換会)において説明し、推進方法等についての意見をいただき、その後の事業へ反映させるよう努めます。

(3)実施結果の公表

最新の実績及び意見交換会で使用した資料と、いただいた意見については、随時ホームページ上で公表します。

6 プランの期間と目標

(1)計画期間

新静岡県総合計画 ⁵⁵ にあわせ、計画期間を平成 26 年度から平成 29 年度までの4年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

(2)目標及び管理指標

新アクションプランの2つの柱である「消費者の食に対する信頼確保」と「生産から流通・消費における食品の 安全確保」の目標を達成するため、主要な事業についての管理指標を設けて進行状況を管理します。

- ア「消費者の食に対する信頼確保」の目標
 - ・ 食の安全に対する県民の信頼度 75%

(この目標を達成するための管理指標数: 20)

- イ「生産から流通・消費における食品の安全確保」の目標
 - ・ 人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数 10人以下

(この目標を達成するための管理指標数 : 29)

6 プランの期間と目標

(1)計画期間

新静岡県総合計画にあわせ、計画期間を平成 30 年度から平成 33 年度までの4年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

(2)目標及び管理指標

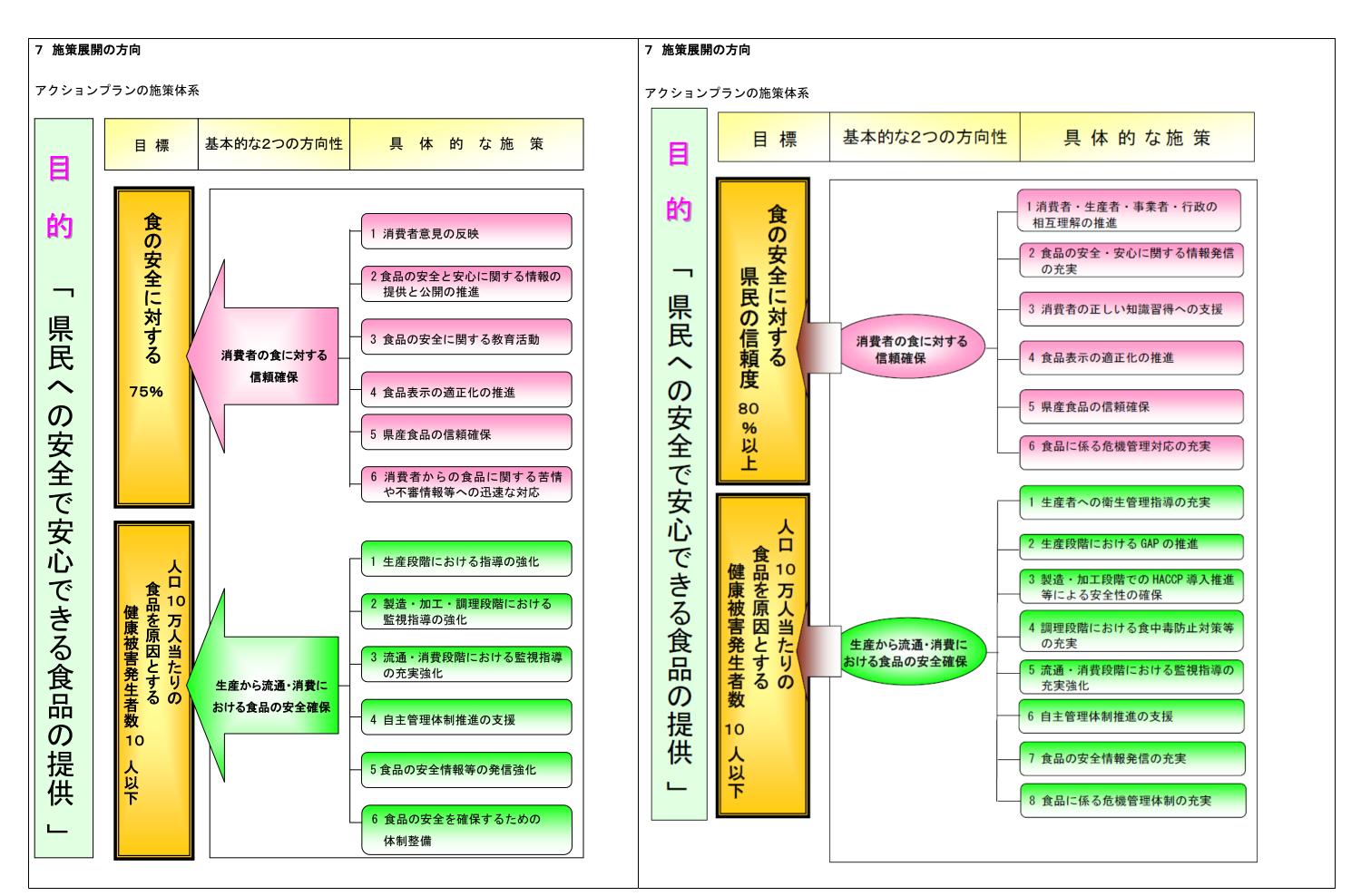
新アクションプランの2つの柱である「消費者の食に対する信頼確保」と「生産から流通・消費における食品の安全確保」の目標を達成するため、主要な事業についての管理指標を設けて進行状況を管理します。

- ア「消費者の食に対する信頼確保」の目標
 - ・ 食の安全に対する県民の信頼度 80%

(この目標を達成するための管理指標数:)

- イ「生産から流通・消費における食品の安全確保」の目標
 - ・ 人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数 10人以下

(この目標を達成するための管理指標数:)



第2章 アクションプランの施策体系

1 消費者の食に対する信頼確保

-消費者意見の反映

- ・消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保
- ・関係者の相互理解のための意見交換の推進

食品の安全と安心に関する情報の提供と公開の推進

- ・より多くの消費者に対する食品の安全と安心に関する情報の発信
- ・生産から消費に係る食品に関する情報の収集・提供
- ・食品検査合格等の安全と安心に関する情報の公開

食品の安全に関する教育活動

- ・「ふじのくに食育推進計画」に基づく食育の推進
- ・食品の安全に関する知識の普及や啓発

食品表示の適正化の推進

- ・食品の正しい表示についての指導・啓発
- ・食品表示適正化のための情報収集
- ・遺伝子組換え食品の表示適正化の推進

一県産食品の信頼確保

- ・県産食品の安全に関する情報の発信
- ・トレーサビリティシステムの推進
- ・地産地消運動の推進
- 環境保全型農業の推進
- ・県内産農畜水産物等に対する放射性物質検査の実施

- 消費者からの食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応

「食の総合相談窓口」等による苦情や不審情報等への迅速な対応

第2章 アクションプランの施策体系

1 消費者の食に対する信頼確保

一消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進

- ・リスクコミュニケーション事業の推進
- ・消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保
- ・関係者の相互理解のための意見交換の推進

食品の安全・安心に関する情報発信の充実

- ・迅速でわかりやすい消費者に対する食品の安全と安心に関する情報の発信
- ・生産から消費に係る食品に関する情報の収集・提供
- ・食品安全検査結果等の安全と安心に関する情報の公開

- 消費者の正しい知識習得への支援

- ・「ふじのくに食育推進計画」に基づく食育の推進
- ・食品の安全に関する知識の普及や啓発

- 食品表示の適正化の推進

- ・食品の正しい表示についての指導・啓発
- ・遺伝子組換え食品の表示適正化の推進
- 食物アレルギー対策の推進

-県産食品の信頼確保

- ・県産食品の安全に関する情報の発信
- ・トレーサビリティシステムの推進
- ・地産地消運動の推進
- •GAPの推進
- ・県内林産物等に対する放射性物質検査の実施

-食品に係る危機管理対応の充実

- ・消費者からの食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応
- ・事業者の危機管理対応の啓発、助言

(1) 消費者意見の反映

消費者が施策に対して意見を表明できる機会を確保し、施策への反映に努めます。また、消費者と食品関連事業者及び行政等の関係者相互間での情報及び意見交換51を推進し、相互理解を図ります。

- ・ 消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保
- ・ 関係者の相互理解のための意見交換の推進

(2) 食品の安全と安心に関する情報の提供と公開の推進

より多く、より広い層の消費者に対して食品の安全と安心に関する情報を提供するため、事業者と協働した情報掲示板による情報提供事業を開始します。

ホームページ等による食中毒 ⁵⁵ や食品の違反情報に、検査合格情報等を加えた食品の安全情報を積極的に提供し、これら提供する情報についての認知度を検証します。

また、食品関連事業者自らの食品の安全と安心に関する情報公開を推進します。

- ・ より多くの消費者に対する食品の安全と安心に関する情報の発信
- ・ 生産から消費に係る食品に関する情報の収集・提供
- ・ 食品検査合格等の安全と安心に関する情報の公開

(3) 食品の安全に関する教育活動

「ふじのくに食育推進計画」に基づく食育 55 を推進し、消費者が安全な食品を選択し、摂取するために必要な正しい知識の普及啓発と、食品の安全について正しく理解できる人材の育成に努めます。

- ・「ふじのくに食育推進計画」に基づく食育の推進
- ・食品の安全に関する知識の普及や啓発

(4) 食品表示の適正化の推進

「食品表示法⁵⁷」、「健康増進法⁵⁴」、「景品表示法⁵⁴」等の法令順守を促進するため、関係部局は情報の共有化 を図るとともに、県民が食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確 保できるよう、正しい表示について製造・販売業者等を指導します。

- ・ 食品の正しい表示についての指導・啓発
- 食品表示適正化のための情報収集
- 遺伝子組換え食品 52 の表示適正化の推進

(5) 県産食品の信頼確保

ホームページ等を通じて、県産食品の安全と安心に関する情報を消費者に提供します。

- 県産食品の安全に関する情報の発信
- トレーサビリティ⁵⁹システムの推進
- 地産地消⁵⁸運動の推進
- 環境保全型農業 ⁵³の推進
- 県内産農畜水産物等に対する放射性物質検査の実施

(1) 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進

食品に対する不安を解消するため、消費者・生産者・事業者・行政がそれぞれの取組みについて相互に理解を促進するため、意見交換会等を開催し、消費者が施策に対して意見を表明できる機会を確保し、施策への反映に努めます。

- ・ リスクコミュニケーション事業の推進
- ・ 消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保
- ・ 関係者の相互理解のための意見交換の推進

(2) 食品の安全・安心に関する情報発信の充実

食の安全に関する多種多様な情報が氾濫する中、正しい情報をタイムリーにわかりやすく提供できるよう、様々な媒体・機会 を活用し情報提供を行います。

食中毒<u>事件</u>や食品の違反情報に加え、<u>残留農薬、食品添加物などの行政が実施し、問題のなかった検査結果についても、</u> <u>報道期間に積極的に情報提供するとともに、ホームページで公開します。</u>

- ・・・迅速でわかりやすい消費者に対する食品の安全と安心に関する情報の発信
- ・ 生産から消費に係る食品に関する情報の収集・提供
- ・食品安全検査結果等の安全と安心に関する情報の公開

(3) 消費者の正しい知識習得への支援

より多くの県民の方が食の安全に関する学習の機会が持てるよう、関係職員の講師派遣などを行うとともに、「ふじのくに食育推進計画」に基づく食育を推進し、消費者が安全な食品を選択し、摂取するために必要な正しい知識の普及啓発と、食品の安全について正しく理解できる人材の育成に努めます。

- ・「ふじのくに食育推進計画」に基づく食育の推進
- ・ 食品の安全に関する知識の普及や啓発

(4) 食品表示の適正化の推進

「食品表示法」、「健康増進法」、「景品表示法」等の法令順守を促進するため、関係部局は情報の共有化を図るとともに、県民が食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保できるよう、正しい表示について製造・販売業者等を指導します。

- ・ 食品の正しい表示についての指導・啓発
- ・ 遺伝子組換え食品の表示適正化の推進
- 食物アレルギー対策の推進

(5) 県産食品の信頼確保

ホームページ等を通じて、県産食品の安全と安心に関する情報を消費者に提供します。

- 県産食品の安全に関する情報の発信
- ・ トレーサビリティシステムの推進
- 地産地消運動の推進
- ・GAP(農業生産管理工程)※の推進
- 県内林産物等に対する放射性物質検査の実施

****GAP**: Good Agricultural Practice

農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み

| (6) 消費者からの食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応 | (6)食品に係る危機管理対応の充実 |
|--|---|
| 食品に関する苦情や相談、食品表示に関する不審情報に対応するため「食の総合相談窓口 56」を設置し、関 | 食を取り巻く状況は複雑化・多様化・広域化・国際化しており、食品危機事案の発生を念頭においた体制整備を行うとともに、 |
| 係する機関等との調整を図りながら、迅速かつ的確に対応し、問題の拡大防止と解決に努めます。 | 県民からの食品に関する苦情や相談、食品表示に関する不審情報に対応するため「食の総合相談窓口」を設置し、関係する機 |
| ・「食の総合相談窓口」等による苦情や不審情報等への迅速な対応 | 関等との調整を図りながら、迅速かつ的確に対応し、問題の拡大防止と解決に努めます。 color:color:blue といった。 color:blue これられる。 <a a="" href="mailto:color:blue これられる。<a href=" mailto:color:blue<=""> これられる。<a a="" href="mailto:color:blue これられる。<a href=" mailto:color:blue<=""> これられる。 |

2 生産から流通・消費における食品の安全確保

生産段階における指導の強化

- ・農薬の適正な使用と販売の指導
- ・動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導
- 家畜伝染性疾病対策の推進

製造・加工・調理段階における監視指導の強化

- ・食品製造施設等への監視指導・食品検査の実施
- ・学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施
- ・食品添加物の適正な製造及び使用についての指導の徹底
- ・食物アレルギー対策の推進
- ·と畜検査(BSE検査を含む)·食鳥検査の徹底
- ・農水産物の簡易加工・販売への指導の徹底

- 流通・消費段階における監視指導の充実強化

- ・食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施
- ・流通段階における違反・不良食品の排除
- ・輸入食品の監視・検査の実施
- 健康食品の安全対策の実施
- ・放射性物質を含む食品の監視・検査の実施

自主管理体制推進の支援

- ・生産段階における自主管理体制確立の支援
- ・食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援

食品の安全情報等の発信強化

・食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起

- 食品の安全を確保するための体制整備

- ・関係機関等との連携体制の強化
- ・食品による健康被害発生時の調査・原因究明
- ・試験検査・調査研究体制の充実

2 生産から流通・消費における食品の安全確保

── 生産者への衛生管理指導の充実

- ・農薬の適正な使用と販売の指導
- ・動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導
- 家畜伝染性疾病対策の推進

生産段階における GAP の推進

·生産者の GAP 導入への支援

- 製造・加工段階での HACCP 導入推進等による安全性の確保

- ・HACCP に基づく衛生管理の導入推進
- ・水産取扱市場や水産加工業者における HACCP 導入への支援
- ・食肉の安全性確保の推進
- ・食品製造施設等への監視指導・食品検査の実施
- ・食品添加物の適正な製造及び使用についての指導の徹底
- ・食物アレルギー対策の推進
- ·と畜検査(BSE検査を含む)·食鳥検査の徹底
- ・農水産物の簡易加工・販売への指導の徹底

一調理段階における食中毒防止対策等の充実

- ・学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施
- ・食品営業施設の監視指導の実施
- ・アレルギー表示及びコンタミネーション汚染防止対策の徹底

流通・消費段階における監視指導の充実強化

- ・食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施
- ・流通段階における違反・不良食品の排除
- ・輸入食品の監視・検査の実施
- 健康食品の安全対策の実施
- ・放射性物質を含む食品の監視・検査の実施

自主管理体制推進の支援

・食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援

一食品の安全情報発信の充実

・食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起

- 食品に係る危機管理体制の充実

- ・関係機関等との連携体制の強化
- ・食品による健康被害発生時の調査・原因究明
- ・試験検査・調査研究体制の充実

(1) 生産段階における指導の強化

農畜水産物の安全確保を図るため、関係法令の周知と順守を徹底し、安全な生産資材(肥料、農薬、 飼料、動物用医薬品 ⁵⁸)の適正な使用と販売についての指導を徹底します。また、残留モニタリング検 査による検証を実施するとともに、検査結果や使用実態について関係部局間で定期的な情報交換を行います。

- 農薬の適正な使用と販売の指導
- 動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導
- 家畜伝染性疾病対策の推進

(2) 製造・加工・調理段階における監視指導の強化

年度毎に策定する食品衛生監視指導計画 ⁵⁶ に基づき、食品製造施設への監視指導や食品の検査を実施し、食中毒 ⁵⁵ など食品を原因とする健康被害者の発生や違反食品等の発生を防止します。特に、食中毒の発生防止対策として、事業者に対して衛生管理マニュアルの作成・活用を指導し、ノロウイルス ⁵⁹ 食中毒の対策を重点的に行います。また、県の食品衛生法施行条例の管理運営基準 ⁵³ が改正され、平成 27 年度より新たに加わるHACCP導入型基準 ⁶⁰ に基づく衛生管理に取組む事業所の普及拡大を図ります。

- ・ 食品製造施設等への監視指導・食品検査の実施
- 学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施
- ・ 食品添加物 57 の適正な製造及び使用についての指導の徹底
- 食物アレルギー⁵⁷対策の推進
- ・ と畜検査 59 (BSE 52 検査を含む)・食鳥検査 55 の徹底
- ・ 農水産物の簡易加工・販売への指導の徹底
- · HACCP導入型基準の普及促進

(3) 流通・消費段階における監視指導の充実強化

流通・消費段階における食品の安全を確保するため、市場・販売店等における監視指導を実施するとともに、流通する食品の検査を実施することによって違反又は不良食品の排除を徹底します。

また、輸入食品や健康食品54については監視指導及び食品の検査の充実強化を図ります。

(1)生産者への衛生管理指導の充実

農畜水産物の安全確保を図るため、関係法令の周知と順守を徹底し、安全な生産資材(肥料、農薬、飼料、動物用医薬品、水産用医薬品)の適正な使用と販売についての指導を徹底します。また、残留モニタリング検査による検証を実施するとともに、検査結果や使用実態について関係部局間で定期的な情報交換を行います。

- 農薬の適正な使用と販売の指導
- 動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導
- 家畜伝染性疾病対策の推進

(2)生産段階における GAP の推進

安全な農産物を安定的に消費者に提供するため、生産者の自主的な衛生管理を支援します。特に、農畜産物の生産段階での危害要因を排除するために、生産者の GAP(農業生産工程管理)の取り組みを支援します。

・生産者の GAP の導入への支援

(3)製造・加工段階での HACCP 導入推進等による安全性の確保

年度毎に策定する食品衛生監視指導計画に基づき、食品製造施設への監視指導や食品の検査を実施し、食中毒など食品を原因とする健康被害者の発生や違反食品等の発生を防止します。特に、HACCP に基づく衛生管理の制度化に関する正確な情報提供をするため、HACCP 責任者養成研修会の開催や県 HP の活用等により周知を行い、HACCP 制度化にむけた円滑な導入支援を行います。

- ・ HACCP に基づく衛生管理の導入推進
- ・ 水産取扱市場や水産加工業者における HACCP 導入への支援
- ・・食肉の安全性確保の推進
- 食品製造施設等への監視指導・食品検査の実施
- ・ 学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施
- ・ 食品添加物の適正な製造及び使用についての指導の徹底
- ・ 食物アレルギー対策の推進
- ・ と畜検査(BSE検査を含む)・食鳥検査 55 の徹底
- ・農水産物の簡易加工・販売への指導の徹底

(4)調理段階における食中毒防止対策等の充実

飲食店(旅館、大量調理施設、給食施設など)を中心とした食品の衛生的な取り扱い、施設の衛生管理、食品従業員の健 康管理の徹底を指導し、食中毒の発生防止を図ります。

- ・学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施
- ・食品営業施設の監視指導の実施
- ・利用客へのアレルギー情報の提供
- ・コンタミネーション汚染防止対策の徹底

(5) 流通・消費段階における監視指導の充実強化

流通・消費段階における食品の安全を確保するため、市場・販売店等における監視指導を実施するとともに、流通する食品の検査を実施することによって違反又は不良食品の排除を徹底します。

- ・ 食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施
- ・ 流通段階における違反・不良食品の排除
- 輸入食品の監視・検査の実施
- 健康食品の安全対策の実施
- 放射性物質を含む食品の監視・検査の実施

(4) 自主管理体制推進の支援

生産から流通に至る各段階において、事業者自らが行う自主管理体制の導入を支援するとともに、知事が 委嘱する食品衛生推進員 56 の巡回指導能力の向上を図り、食中毒 55 防止と地域における食品衛生向上に関 する自主的な活動を推進します。

- 生産段階における自主管理体制確立の支援
- ・食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援

(5) 食品の安全情報等の発信強化

「食の総合相談窓口 56」等に寄せられた食品による健康被害の情報をもとに、速やかに原因究明のための調査を開始し、必要に応じ原因食品等の安全性についての緊急情報を発信することにより、健康被害の未然防止や拡大防止を図ります。また、食中毒や重大な食品事故、食品検査結果等について、正確な情報をマスメディア等を通じて広報し、消費者への周知に努めます。

特に食中毒については、気象条件や感染者の発生状況等が一定の条件に達した場合、「食中毒警報 ⁵⁵」を発表し、食品の取扱い等の注意喚起を図ります。

・ 食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起

(6) 食品の安全を確保するための体制整備

関係機関との、食品の安全に関する情報の共有化と連携の強化を推進し、総合的な食品の安全確保を図ります。また、食品を原因とする健康被害の発生を探知した際は、速やかに関係機関と連携して調査を開始し、原因の究明を行って被害の拡大と再発防止を図ります。大規模又は重大な事件・事故発生時に、迅速に対応するため、危機管理 53 体制の強化を図ります。

特に、輸入食品については、輸入業者に対する監視指導とともに、東海地区の検疫所及び関係自治体で 組織する「東海地区輸入食品等衛生対策連絡会」において、相互に情報交換を行いながら、違反食品の発 見・排除に努めます。

- 関係機関等との連携体制の強化
- ・食品による健康被害発生時の調査・原因究明

科学的な監視指導や食品に係る健康危害に即応するために検査機器を整備するとともに、検査の信頼性確保のための体制整備を充実強化します。さらに、県内で生産・流通する食品への化学物質等の残留及び有害微生物の実態等についての調査研究を推進します。

試験検査・調査研究体制の充実

また、輸入食品や健康食品 54 については監視指導及び食品の検査の充実強化を図ります。

- ・ 食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施
- 流通段階における違反・不良食品の排除
- 輸入食品の監視・検査の実施
- 健康食品の安全対策の実施
- ・ 放射性物質を含む食品の監視・検査の実施

(6) 自主管理体制推進の支援

生産から流通に至る各段階において、事業者自らが行う自主管理体制の導入を支援するとともに、知事が委嘱する食品衛生推進員の巡回指導能力の向上を図り、食中毒防止と地域における食品衛生向上に関する自主的な活動を推進します。

・食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援

(7)食品の安全情報発信の充実

「食の総合相談窓口」等に寄せられた食品による健康被害の情報をもとに、速やかに原因究明のための調査を開始し、必要に応じ原因食品等の安全性についての緊急情報を発信することにより、健康被害の未然防止や拡大防止を図ります。また、食中毒や重大な食品事故、食品検査結果等について、正確な情報をマスメディア等を通じて広報し、消費者への周知に努めます。

特に食中毒については、気象条件や感染者の発生状況等が一定の条件に達した場合、「食中毒警報 ⁵⁵」を発表し、食品の取扱い等の注意喚起を図ります。

・ 食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起

(8)食品に係る危機管理体制の充実

関係機関との、食品の安全に関する情報の共有化と連携の強化を推進し、総合的な食品の安全確保を図ります。また、 食品を原因とする健康被害の発生を探知した際は、速やかに関係機関と連携して調査を開始し、原因の究明を行って被 害の拡大と再発防止を図ります。大規模又は重大な事件・事故発生時に、迅速に対応するため、危機管理 53 体制の強化 を図ります。

特に、輸入食品については、輸入業者に対する監視指導とともに、東海地区の検疫所及び関係自治体で組織する「東海地区輸入食品等衛生対策連絡会」において、相互に情報交換を行いながら、違反食品の発見・排除に努めます。

- 関係機関等との連携体制の強化
- ・食品による健康被害発生時の調査・原因究明

科学的な監視指導や食品に係る健康危害に即応するために検査機器を整備するとともに、検査の信頼性確保のための体制整備を充実強化します。さらに、県内で生産・流通する食品への化学物質等の残留及び有害微生物の実態等についての調査研究を推進します。

試験検査・調査研究体制の充実